

装官総第14246号
令和6年8月2日

防 衛 技 監
長 官 官 房 各 装 備 官
長 官 官 房 審 議 官
長 官 官 房 総 務 官
長 官 官 房 人 事 官
長 官 官 房 会 計 官 殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

長官官房装備官の総括整理事項等について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、長官官房装備官の総括整理事項等について（装官総第5694号。令和6年3月29日）は、廃止する。

記

海老根装備官

- 1 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第1号）第6条第1項第1号に規定する事項に関すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、他の装備官の所掌に属さない装備品等に関する重要事項に関すること。
- 3 その他特命事項に関すること。
- 4 呼称は、装備官（統合装備担当）とする。

大橋装備官

- 1 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第6条第1項第2号に規定する事項に関すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、陸上自衛隊で使用する装備品等に関する重要事項に関すること。
- 3 その他特命事項に関すること。
- 4 呼称は、装備官（陸上担当）とする。

今吉装備官

- 1 防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第186条に規定する事項及び防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第6条第1項第3号に規定する事項に関すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、海上自衛隊で使用する装備品等に関する重要事項に関すること。
- 3 その他特命事項に関すること。
- 4 呼称は、装備官（海上担当）とする。

坂梨装備官

- 1 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第6条第1項第4号に規定する事項に関すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、航空自衛隊で使用する装備品等に関する重要事項に関すること。
- 3 その他特命事項に関すること。
- 4 呼称は、装備官（航空担当）とする。

今吉装備官は、防衛装備庁における最上位の自衛官として、防衛装備庁長官を補佐する首席装備官とする。